

公益財団法人尼崎口腔衛生センター

平成30年度 事業計画

平成 30 年度 公益財団法人尼崎口腔衛生センター事業計画

1 公益目的事業

(1) 心身障害者（児）歯科診療事業

知的・身体障害などの人を対象とした歯科治療を行う。

実施日：月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日午前（水曜日午前は静脈麻酔を実施）

(2) 休日急病歯科診療事業

日曜日・祝日等における急な歯の痛みなどの応急処置を行う。

実施日：日曜日・祝日、ゴールデンウィーク、お盆（8月14日・15日）

年末年始（12月29日～1月3日）

なお、診療及び受付時間は午前10時～12時

（年末年始のみ診療10時～13時、受付10時～12時30分）

(3) 口腔機能向上事業等

フッ素塗布・歯科健診・相談

実施日：第2、第4金曜日

(4) 口腔衛生に係る健診指導・普及推進事業

歯と口の健康週間事業においてセンターで啓発活動を行う。

（平成30年6月10日予定）

2 収益事業等

(1) 事業所歯科健診事業

市内23事業所を対象にした歯科健診（健診又は酸蝕症検診）を行う。

(2) 歯周疾患検診事業

尼崎市からの受託事業としてセンターでの希望者に実施する。

3 組織統合等事業

(1) 組織統合の推進

（一社）尼崎市歯科医師会との組織統合に向け、尼崎市を含めた会議等により課題対応方策等を検討しながら推進する。

(2) 旧センター建物の活用計画への協力

尼崎市の調整のもとに、旧センター建物（尼崎市南武庫之荘3-24-5）を（社福）尼崎市社会福祉協議会が活用する計画に協力する。

4 センターの事業概要

別紙のとおり

平成30年度 公益財団法人尼崎口腔衛生センター事業概要

事業の区分	事業計画	実施計画		備考
		日時	時間	
公益目的事業	心身障害者（児）歯科診療事業	月・火・水・木曜日	9：00～16：00	水曜日午前 静脈麻酔
		金曜日	9：30～12：00	
	休日急病歯科診療事業	日曜日・祝日 ゴールデンウィーク（該当の日）	10：00～12：00	応急処置等を実施
		お盆 8月14日・15日		
		年末年始 12月29日～1月3日		
		第2、第4金曜日		
	口腔機能向上事業等	フッ素塗布・健診・相談	9：00～16：00	
	口腔衛生推進事業	歯と口の健康週間事業	13：00～16：00	センターで実施
	事業所歯科健診事業	三菱電機（株）など市内23事業所		事業所又はセンターで実施
	歯周疾患検診事業（40・50・60・70歳）	随時		尼崎市受託事業
組織統合等事業	組織統合の推進	尼崎口腔衛生センターのあり方検討会議		センター、歯科医師会、尼崎市
	旧センター建物の活用計画への協力	（社法）尼崎市社会福祉協議会が利用予定		